

本裁決書は、行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁 決 書

審査請求人

○○○○

○○ ○○

上記審査請求人から令和 4 年 12 月 14 日付けで提起のあった霧島市個人情報保護条例(以下「条例」という。) 第 21 条第 1 項の規定に基づく「保有個人情報一部開示決定」(以下「本件処分 1」という。) 及び「保有個人情報全部開示決定」(以下「本件処分 2」という。) 並びに同条第 2 項の規定に基づく「保有個人情報不開示決定」(以下「本件処分 3」という。) に係る審査請求に対して、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分 1 のうち「㉙ 死亡診断書」に係る処分に対する審査請求を認容し、当該文書に係る処分を取り消す。

本件処分 1 のうち上記以外の文書に係る処分、本件処分 2 及び本件処分 3 に対する審査請求は、棄却する。

理 由

1 審査請求人の主張

審査請求人の申立ての要旨は、霧島市長(以下「処分庁」という。)が、令和 4 年 9 月 9 日付け生福第 178 号で行った「保有個人情報全部開示決定」、同生福第 179 号で行った「保有個人情報一部開示決定」及び同生福第 180 号で行った「保有個人情報不開示決定」のうち、(1)に記載した対象文書(対象文書頭書番号は、開示請求書別紙における番号である。)の開示請求に係る処分を取り消し、全部を開示するよう求めるものであり、その理由として、(2)のとおり主張した。

(1) 対象文書

- ⑥ 調査依頼書(第 29-1 号様式及び第 29-2 号様式)
- ⑦ 生活保護決定通知書(第 19 号様式)
- ⑧ 面接記録表(第 1 号様式)
- ⑨ 保護台帳(第 2 号様式)
- ⑪ ケース記録表(第 4 号様式)
- ⑫ 保護金品支給台帳(第 5 号様式)
- ⑭ ケース番号索引簿(第 7 号様式)

- ⑯ ケース番号登載簿（第8号様式）
- ⑰ 医療券交付処理簿（第9号様式）
- ㉑ 葬祭扶助申請書（第13号様式）
- ㉒ 死亡診断書

(2) 理由

別紙のとおり。

2 当庁の判断

- (1) 当庁は、条例第44条の規定により、令和5年3月13日に、本件審査請求について、霧島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- (2) 令和5年10月16日付け霧島市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号で示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

『1 本件開示請求書の有効性について

審査請求人は、反論書において、本件開示請求書は、「偽造文書である」ことから「無効である」との主張を行っている。

しかし、当審査会は、保有個人情報開示請求に対する開示決定等について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立てが行われたときに、実施機関による諮問に応じ、中立的な立場から調査審議を行う附属機関であるため、本件開示請求書の「有効・無効」に関する審査を行うことができないことから、審査請求人に対し、本件開示請求書が「無効である」旨を主張するのであれば、本件審査請求を取り下げた上で、再度、保有個人情報開示請求を行う必要があり、一方で、本件開示請求書を「有効である」ものとして取り扱うのであれば、このまま本件審査請求に関する審査を続けていくことになることを伝えた上で、本件開示請求書の「有効・無効」に関する意見書の提出を求めたところ、審査請求人から「意見書等について」という文書の提出を受けた。当該文書には、本件開示請求書の「有効・無効」に関する意見が記載されていないが、審査請求人から本件開示請求書に係る取下書の提出がないことから、明確に取下げの意思を示していないものと判断し、よって、当審査会では、本件開示請求書を有効なものとして取り扱い、審査を行った。

2 本件開示請求書による対象となった「原本」について

審査請求人は、処分庁が本件開示請求書の対象となった公文書の「原本」を保有していないことが違法であるとの主張も行っているが、当審査会は、保有個人情報開示請求書の対象となった公文書に対して処分庁が行った処分が妥当であったかどうかを審査するものであることから、当審査会では、このような主張に対する判断は行わない。

3 本件処分1の妥当性について

(1) 開示すべき部分について

処分庁は、「⑧ 死亡診断書」について、当該文書の医師の氏名が記載された部分が、条例第17条第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名…により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当することから、当該部分を不開示として、本件処分1を行っている。

しかしながら、「死亡診断書」に記載されている医師の氏名は、慣行として、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるものと認められることから、当該部分は、条例第17条第2号アの「…慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、開示すべきである。

(2) その他の文書について

本件処分1に対する審査請求のうち、次の表の「開示することとした公文書」に係る「不開示部分」については、慣行として、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるものとは認められず、当該部分は、条例第17条第2号アに該当しない。

また、当該部分は、条例第17条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び同号ウの「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にも該当しない。

したがって、当該部分については、不開示とすることが妥当である。なお、「⑯ 医療券交付処理簿（第9号様式）」については、処分庁が当該公文書を作成しておらず、生活保護システムからも出力することができないため、これに準じるものとして「医療要否意見書」を一部開示としているが、本来であれば、不開示決定を行った上で、情報提供のような形により「医療要否意見書」の提供をすべきであったことを指摘しておきたい。

本件開示請求書の別紙における番号	本件開示請求書の別紙における公文書名	開示することとした公文書	不開示部分
⑥	調査依頼書（第29-1号様式及び第29-2号様式）	<ul style="list-style-type: none">預貯金・生命調査依頼結果一覧回答書類（様式以外を含む）	第三者の氏名が記載されている部分

本件開示請求書の別紙における番号	本件開示請求書の別紙における公文書名	開示することとした公文書	不開示部分
⑨	保護台帳（第2号様式）	同左	宅地の所有者氏名及び開示請求者以外の者の住所が記載されている部分
⑪	ケース記録票（第4号様式）	同左	開示請求者以外の者の居住地及び親族を除く第三者の氏名が記載されている部分
⑯	医療券交付処理簿（第9号様式）	医療要否意見書	担当医師の氏名が記載されている部分
㉚	葬祭扶助申請書（第13号様式）	同左	民生委員の住所が記載されている部分

4 本件処分2の妥当性について

本件処分2において、以下の公文書を全部開示することとしたことは妥当である。

本件開示請求書の別紙における番号	本件開示請求書の別紙における公文書名	開示することとした公文書
⑦	生活保護決定通知書（第19号様式）	同左
⑫	保護金品支給台帳（第5号様式）	同左
⑭	ケース番号索引簿（第7号様式）	被保護世帯名簿
⑮	ケース番号登載簿（第8号様式）	被保護世帯名簿

5 本件処分3の妥当性について

本件処分3において、不開示となった「⑧ 面接記録票（第1号様式）」について、その存否に関し当審査会において調査を行ったところ、当該公文書は存在しないことが認められた。

したがって、当該公文書を不開示としたことは妥当である。』

よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり裁決します。

令和5年11月8日

審査庁

霧島市長 中重 真一

印

上記の裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和5年 月 日

審査庁

霧島市長 中重 真一

印

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙)

第4 審査請求の理由

1 対象文書と異なる文書をもって、全部開示とした対象文書（留意点）

（1）生活保護決定通知書（第19号様式）

ア 当該文書は、別紙1において「システムから出力した原本（令和3年12月14日所長決済後）を12月17日の面談時に[REDACTED]氏へ手渡しており、市として書面を保管していなかったことから、システム上のデータを改めて出力したもの（右上の番号は自動付番されるため不一致）を、これに準じる書類として開示いたします。」とし、当該文書と異なる文書を開示するとしている。しかし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）第16条（行政文書の管理に関する定め）第1項第2号」により「当該行政機関の意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）を作成して行うこと並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則」とする文書作成の原則が規定されている。また、「同法第16条（行政文書の管理に関する定め）」における「別表 行政文書の最低保存期間基準」により、行政文書の区別別に施行令別表第2に定める最低保存期間が規定されており、当該文書は「決裁文書の管理を行うための帳簿」に該当するため「決裁簿」として最低30年以上専用の場所において適切に保存することが規定されている。上記より、システムから出力した当該文書の原本（令和3年12月17日の面談時に[REDACTED]へ手渡したもの）が無くとも、当該文書の原本と同一の決裁文書が御府に保存されているため、当該決裁文書の原本を開示することは可能であるが、「市として書面を保管していなかった」とする御府の行政文書の管理は、同法第16条（行政文書の管理に関する定め）を遵守しておらず違法である。

イ 審査請求人は、父である[REDACTED]（以下「被相続人」という。）の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御府の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御府の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。

ウ 上記より、御府の当該文書の未保管を理由とする対象文書と異なる文書の開示決定は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条」及び「霧島市個人情報保護条例第17条」

を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御庁に対し、御庁保管の第19号様式による当該文書の原本の全部開示を求める。

(2) 保護金品支給台帳（第5号様式）

ア 当該文書は、別紙1において「システム管理を行っているものであり、様式とは若干書式が異なります。」とし、当該文書と異なる文書を開示するとしている。しかし、当該文書は「霧島市生活保護法施行細則第2条」により「福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者につき、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。」と作成及び整理が規定されている。また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）第16条（行政文書の管理に関する定め）第1項第2号」により「当該行政機関の意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）を作成して行うこと並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則」とする文書作成の原則が規定されている。上記より、「システム管理を行っているものであり、様式とは若干書式が異なります。」とする御庁の行政文書の管理は、「霧島市生活保護法施行細則第2条」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条第1項第2号」を遵守しておらず違法である。

イ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。

ウ 上記より、システム管理を理由とする御庁の対象文書と異なる文書の開示決定は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条」及び「霧島市個人情報保護条例第2条及び17条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御庁に対し、御庁保管の第5号様式による当該文書の原本の全部開示を求める。

(3) ケース番号索引簿（第7号様式）

ア 当該文書は、別紙1において【実務上システム管理を行っているため作成しておらず、これに準じる書類として、システム上のデータを出力した「被保護世帯名簿」を開示いたします。】とし、当該文書と異なる文書を開示するとしている。しかし、「霧島市生活

「保護法施行細則第2条」により「福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者につき、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならぬ。」と規定されており、当該文書の作成及び整理が規定されている。また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）第16条（行政文書の管理に関する定め）第1項第2号」により「当該行政機関の意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）を作成して行うこと並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則」とする文書作成の原則が規定されている。上記より、当該文書を「実務上システム管理を行っているため作成しておらず」とする御府の行政文書の管理は、「霧島市生活保護法施行細則第2条」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条第1項第2号」を遵守しておらず違法である。

イ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御府の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御府の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。

ウ 上記より、システム管理及び未作成を理由とする御府の対象文書と異なる文書の開示決定は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条」及び「霧島市個人情報保護条例第2条及び17条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御府に対し、御府保管の第7号様式による当該文書の原本の全部開示を求める。

（4）ケース番号登載簿（第8号様式）

ア 当該文書は、別紙1において【実務上システム管理を行っているため作成しておらず、これに準じる書類として、システム上のデータを出力した「被保護世帯名簿」を開示いたします。】とし、当該文書と異なる文書を開示するとしている。しかし、「霧島市生活保護法施行細則第2条」により「福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者につき、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならぬ。」と規定されており、当該文書の作成及び整理が規定されている。また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）第16条（行政文書の管理に関する定め）第1項第2号」により「当該行政機関の意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この号において同

じ。) を作成して行うこと並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする文書作成の原則が規定されている。上記より、当該文書を「実務上システム管理を行っているため作成しておらず」とする御庁の行政文書の管理は、「霧島市生活保護法施行細則第2条」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条第1項第2号」を遵守しておらず違法である。

イ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。

ウ 上記より、システム管理及び未作成を理由とする御庁の対象文書と異なる文書の開示決定は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条」及び「霧島市個人情報保護条例第2条及び17条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御庁に対し、御庁保管の第8号様式による当該文書の原本の全部開示を求める。

2 一部開示とした対象文書

(1) 調査依頼書（第29-1号様式及び第29-2号様式）

ア 当該文書は、別紙2において【依頼書の原本は送付済みのため不存在であり、保有する回答については、様式によるものと様式以外のものがあることから、これらに準じる書類として「預貯金・生命調査依頼結果一覧」及び、回答があった各機関のみ回答書類（様式以外含む）の写しを開示いたします。】とし、当該文書と異なる文書を開示するとしている。しかし、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）第16条（行政文書の管理に関する定め）」における「別表 行政文書の最低保存期間基準」により、行政文書の区分別に施行令別表第2に定める最低保存期間が規定されており、当該文書の依頼書は「決裁文書の管理を行うための帳簿」に該当するため「決裁簿」として最低30年以上専用の場所において適切に保存することが規定されている。また、当該文書の回答書は「調査又は研究の結果が記録されたもの」に該当するため「政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の結果報告書」として最低5年以上専用の場所において適切に保存することが規定されている。さらに、「霧島市生活保護法施行細則第9条」により「所長は、法第29条の規定により、調査を嘱託し、又は報告を求めるときは、調査依頼書(第29号様

式)によらなければならぬ。」と規定されており、当該文書の依頼書及び回答書は、預貯金の有無及び保険契約の有無を全て当該文書「第29-1号様式及び第29-2号様式」を用いなければならない。上記より、依頼書については、依頼書の原本は送付済みのため不存在であることを理由に不開示とし、回答書については、当該様式以外の回答書があることを理由に、「預貯金・生命調査依頼結果一覧」及び、回答があった各機関のみ回答書類（様式以外含む）の写しを開示とする御府の行政文書の管理は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」及び「霧島市生活保護法施行細則第9条」を遵守しておらず違法である。

イ 当該文書は、別紙2において「なお、第三者の氏名の記載部分は、霧島市個人情報保護条例第17条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（以下「第三者の個人情報」といいます。）であることから、開示できません。」とし第三者の氏名の記載部分を不開示としている。しかし、審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御府の保有する被相続人に関する全ての情報は、審査請求人を含む法定相続人の権利利益を保護するため特に必要な情報である。よって、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」における「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」及び「霧島市個人情報保護条例第19条」における「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」に該当するため、全部開示できる。上記より、第三者の氏名の記載部分を不開示とする御府の不開示決定は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」及び「霧島市個人情報保護条例第19条」を遵守しておらず違法である。

ウ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御府の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御府の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。

エ 上記より、依頼書については不存在を理由に不開示とし、回答書については当該様式以外を理由に対象文書と異なる文書の開示とし、第三者の氏名の記載部分については第三者の個人情報を理由に不開示とした御庁の決定は、「霧島市生活保護法施行細則第9条、17条及び19条」、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条及び16条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御庁に対し、御庁保管の第29-1号様式及び第29-2号様式による当該文書（依頼書及び回答書）の原本の全部開示を求める。

(2) 保護台帳（第2号様式）

ア 当該文書は、別紙2において「宅地の所有者氏名及び開示請求者名以外の者の住所の記載部分は、第三者の個人情報に該当するため開示できません。なお、親族の氏名及び生年月日については霧島市個人情報保護条例第17条第2号アに該当し、請求者本人が当然に知り得る情報であることから開示いたします。」としている。また、当該文書の事項及び内容は、「資産の状況（別添1）」の事項及び内容と重複している。しかし、御庁は、当該文書の事項及び内容と重複している上記文書の開示について「全部開示」としており、当該文書のみ第三者の個人情報を理由に不開示とする御庁の主張は不当である。

イ 当該文書は、別紙2において「宅地の所有者氏名及び開示請求者名以外の者の住所の記載部分は、第三者の個人情報に該当するため開示できません。」とし第三者の氏名の記載部分を不開示としている。しかし、審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人にに関する全ての情報は、審査請求人を含む法定相続人の権利利益を保護するため特に必要な情報である。よって、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」における「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」及び「霧島市個人情報保護条例第19条」における「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」に該当するため、全部開示できる。上記より、宅地の所有者氏名及び開示請求者名以外の者の住所の記載部分を不開示とする御庁の不開示決定は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」及び「霧島市個人情報保護条例第19条」を遵守しておらず違法である。

ウ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人にに関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相

続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。

エ 上記より、宅地の所有者氏名及び開示請求者名以外の者の住所の記載部分を、第三者の個人情報を理由に不開示とした御庁の決定は、「霧島市生活保護法施行細則第17条及び19条」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条及び16条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御庁に対し、第2号様式による当該文書の全部開示を求める。

(3) ケース記録票(第4号様式)

ア 当該文書は、別紙2において「開示請求者以外の者の居住地及び親族を除く第三者の氏名の記載部分は、第三者の個人情報に該当するため開示できません。」としている。また、当該文書の事項及び内容は、「資産の状況(別添1)」の事項及び内容と重複している。しかし、御庁は、当該文書の事項及び内容と重複している上記文書の開示について「全部開示」としており、当該文書のみ第三者の個人情報を理由に不開示とする御庁の主張は不当である。

イ 当該文書は、別紙2において「開示請求者以外の者の居住地及び親族を除く第三者の氏名の記載部分は、第三者の個人情報に該当するため開示できません。」とし第三者の氏名の記載部分を不開示としている。しかし、審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、審査請求人を含む法定相続人の権利利益を保護するため特に必要な情報である。よって、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」における「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」及び「霧島市個人情報保護条例第19条」における「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」に該当するため、全部開示できる。上記より、開示請求者以外の者の居住地及び第三者の氏名の記載部分を不開示とする御庁の不開示決定は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」及び「霧島市個人情報保護条例第19条」を遵守しておらず違法である。

ウ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。

エ 上記より、開示請求者以外の者の居住地及び親族を除く第三者の氏名の記載部分を、第三者の個人情報を理由に不開示とした御庁の決定は、「霧島市生活保護法施行細則第17条及び19条」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条及び16条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御庁に対し、第4号様式による当該文書の全部開示を求める。

(4) 医療券交付処理簿（第9号様式）

ア 当該文書は、別紙2において【実務上システム管理を行っているため作成しておらず、これに準じる書類として「医療要否意見書」の写しを開示いたします。】とし、当該文書と異なる文書を開示するとしている。しかし、「霧島市生活保護法施行細則第2条」により「福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者につき、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならぬ。」と規定されており、当該文書の作成及び整理が規定されている。また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）第16条（行政文書の管理に関する定め）第1項第2号により「当該行政機関の意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）を作成して行うこと並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則」とする文書作成の原則が規定されている。上記より、当該文書を作成していない御庁の行政文書の管理は、「霧島市生活保護法施行細則第2条」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条第1項第2号」を遵守しておらず違法である。

イ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第

「17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。

ウ 上記より、システム管理及び未作成を理由とする御庁の対象文書と異なる文書の開示決定は、「霧島市生活保護法施行細則第2条及び17条」、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御庁に対し、御庁保管の第9号様式による当該文書の原本の全部開示を求める。

(5) 葬祭扶助申請書（第13号様式）

ア 当該文書は、別紙2において「民生委員の住所の記載部分は、職務に關係がなく、第三者の個人情報に該当するため開示できません。」としている。しかし、御庁は民生委員の氏名及び電話番号（固定電話・携帯電話番号）を御庁の公式ホームページに公開しており、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するため、同条例17条における「不開示情報」には該当しない。よって、住所のみ同条例第17条第1項第2号における「第三者の個人情報」に該当するとの御庁の主張は不当である。また、民生委員法第13条「民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。」、同法第14条第1項第2号「援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。」と規定されている。そのため、厚生労働大臣から委嘱され職務の拠点を自宅とする非常勤の地方公務員である民生委員の住所は、同法における援助を必要とする者の住所と同地域（同区域）であり、職務遂行の観点からも援助を必要とする者にとって必要な情報のため、職務と密接に関係している。よって、「民生委員の住所の記載部分は、職務に關係がなく」とする御庁の主張は不当である。

イ 当該文書は、別紙2において「民生委員の住所の記載部分は、職務に關係がなく、第三者の個人情報に該当するため開示できません。」とし民生委員の住所の記載部分を開示としている。しかし、審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、審査請求人を含む法定相続人の権利利益を保護するため特に必要な情報である。よって、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」における「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」及び「霧島市個人情報保護条例第1

9条における「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」に該当するため、全部開示できる。上記より、民生委員の住所の記載部分を不開示とする御府の不開示決定は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」及び「霧島市個人情報保護条例第19条」を遵守しておらず違法である。

- ウ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御府の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御府の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。
- エ 上記より、民生委員の住所の記載部分を、第三者の個人情報を理由に不開示とした御府の決定は、「霧島市生活保護法施行細則第17条及び19条」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条及び16条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御府に対し、第13号様式による当該文書の全部開示を求める。

(6) 死亡診断書

ア 当該文書は、別紙2において「医師の氏名記載部分は、第三者の個人情報に該当するため開示できません。」としている。しかし、戸籍謄本上、被相続人の死亡届出人は、[REDACTED]となつており[REDACTED]の病院長名となつてゐる。また、当該病院長を含む当該病院の職員の氏名は当該病院の公式ホームページにて公開されており、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ことができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するため、同条例17条における「不開示情報」には該当しない。上記より、医師の氏名記載部分について第三者の個人情報を理由とする御府の不開示決定は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条」及び「霧島市個人情報保護条例第17条」を遵守しておらず違法である。

イ 当該文書は、別紙2において「医師の氏名記載部分は、第三者の個人情報に該当するため開示できません。」とし医師の氏名の記載部分を不開示としている。しかし、審査

請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、審査請求人を含む法定相続人の権利利益を保護するため特に必要な情報である。よって、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」における「行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」及び「霧島市個人情報保護条例第19条」における「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」に該当するため、全部開示できる。上記より、医師の氏名記載部分を不開示とする御庁の不開示決定は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条」及び「霧島市個人情報保護条例第19条」を遵守しておらず違法である。

ウ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。

エ 上記より、医師の氏名の記載部分を、第三者の個人情報を理由に不開示とした御庁の決定は、「霧島市生活保護法施行細則第17条及び19条」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条及び16条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御庁に対し、医師の氏名を含む当該文書の全部開示を求める。

3 全部不開示とした対象文書

(1) 面接記録表（第1号様式）

ア 当該文書は、別紙3において当該文書については「作成しておらず、これらに準じる書類も含めて不存在であるため、開示できません。」とし、当該文書を全部不開示としている。しかし、「霧島市生活保護法施行細則第2条」により「福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者につき、次の各号に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならぬ。」と規定されており、当該文書の作成及び整理が規定されている。また、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年2月16日政令第41号）第16条（行政文書の管理に関する定め）第1

項第2号により「当該行政機関の意思決定に当たっては文書(図画及び電磁的記録を含む。以下この号において同じ。)を作成して行うこと並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について文書を作成することを原則」とする文書作成の原則が規定されている。上記より、「作成しておらず、これらに準じる書類も含めて不存在であるため、開示できません。」とする御庁の行政文書の管理は、「霧島市生活保護法施行細則第2条」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条第1項第2号」を遵守しておらず違法である。

- イ 審査請求人は、被相続人の法定相続人として被相続人の相続人調査及び相続財産調査を行っているため、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、被相続人の相続人調査及び相続財産調査において必要不可欠な情報であり、審査請求人を含む法定相続人の生命、健康、生活又は財産を保護するため全部開示が必要である。よって、御庁の保有する被相続人に関する全ての情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条1項2号」における「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「霧島市個人情報保護条例第17条第1項第2号」における「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するため、審査請求人の保護の観点から開示されなければならない。
- ウ 上記より、当該文書の未作成を理由に不開示とした御庁の決定は、「霧島市生活保護法施行細則第2条及び17条」、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第16条」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条」を遵守しておらず違法である。よって、審査請求人は御庁に対し、御庁保管の第1号様式による当該文書の原本の全部開示を求める。

以上